

高知県 高知市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

高知市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画において、重点施策の一つに「自立した生活をめざした支援」を掲げている。総合事業はこの重点施策の一つとして位置づけ、「自立をめざしたケアマネジメントの実施」と「自立をめざしたサービスの提供」に取り組むこととしている。

総合事業移行時には混乱を最小限にできるよう、みなし指定を活用する。また、従前から取り組んでいる住民主体の介護予防活動の充実を図り、高齢者が少しでも自立に近づくことができるサービスの構築に取り組む。

生活支援体制整備については、早い時期に協議体（準備会含む）を立ち上げ、関係団体・住民等と検討を進めていく。

地域の状況（高齢者データ、地域資源データ）

◎基礎データ

総人口		336,052 人	平成 28 年 1 月 1 日現在
高齢者人口		92,224 人	平成 28 年 1 月 1 日現在
高齢化率		27.4%	平成 28 年 1 月 1 日現在
後期高齢者人口		44,526 人	平成 28 年 1 月 1 日現在
世帯数		162,556 世帯	平成 28 年 1 月 1 日現在
要介護認定者数		18,619 人	平成 27 年 9 月末日現在
要介護認定率		20.3%	平成 27 年 9 月末日現在
介護保険料（基準額）		5,491 円	第 6 期月額
介護保険事業所数	訪問介護	105 事業所	平成 27 年 12 月 9 日現在
	通所介護	177 事業所	平成 27 年 12 月 9 日現在
地域包括支援センター	直営	5 センター， 1 分室	
介護予防活動	住民主体（週 1 ～ 2 回）	330 箇所	平成 28 年 1 月 15 日現在

2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

スケジュール

【～平成 27 年 12 月末まで】

予防給付対象者の実態把握、ケアプラン等分析(27 年1月～)

移行までの計画を策定(27 年4月～27 年7月)

予防給付費見込、総合事業上限額試算(27 年4月～)

事業内容、料金形態等の検討(27 年4月～)

関係機関、団体への説明・検討(27 年7月～)

住民主体の介護予防活動の拡充(27 年4月～)

地域資源の把握(27 年5月～27 年7月)

協議体設置に向けた勉強会(27 年 10 月～)

【平成 28 年 1 月～移行まで】

総合事業パンフレット検討・作成(～28 年5月)

住民・関係者への周知(28 年5月～)

事業対象候補者への説明・意向確認
(28 年7月～)

要綱(実施・指定・基準)作成(27 年9月～28 年5月)

通所事業所アンケート・説明会(28 年3月～28 年5月)

事業所指定事務(28 年6月～)

住民主体の介護予防活動の拡充(27 年4月～)

協議体設置(27 年4月)

生活支援コーディネーターの配置(27 年4月～)

新しい総合事業に移行
(平成 28 年 10 月)

総合事業への移行までの取り組み概要

第1段階：総合事業の共通理解

第2段階：具体化

第3段階：実行

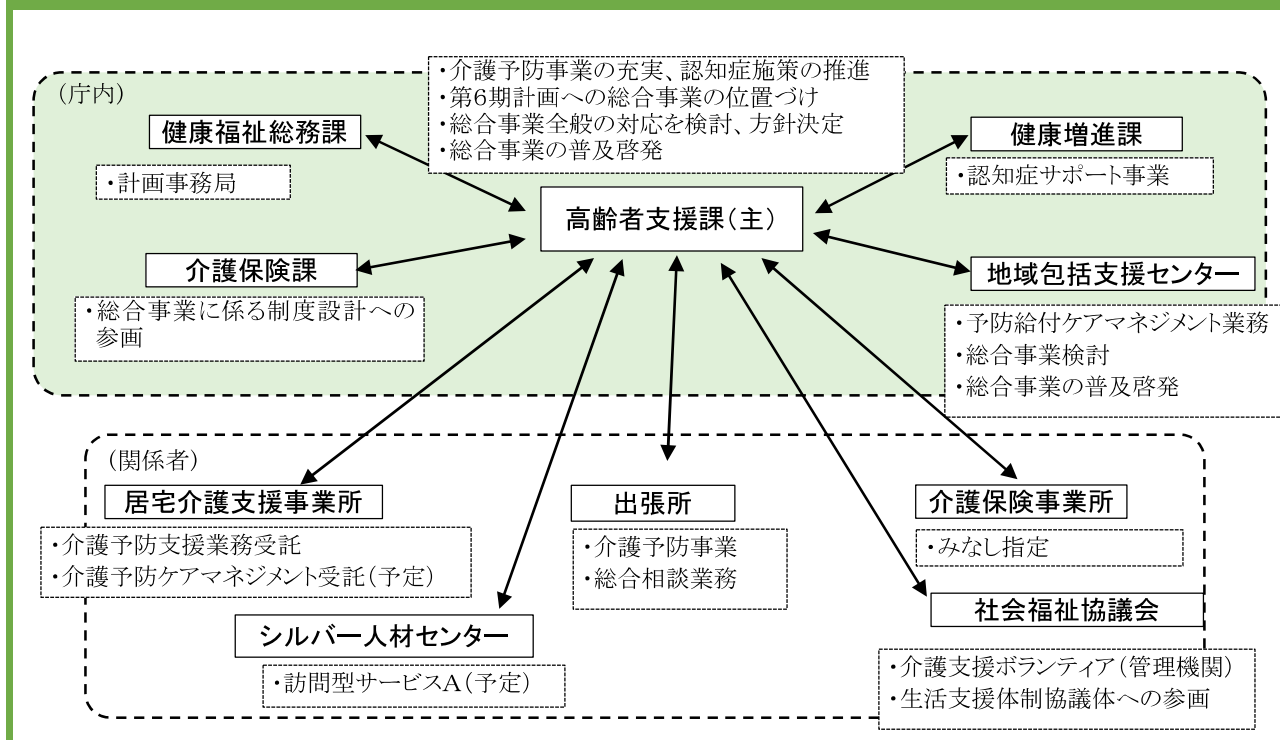
予防給付費見込額と総合事業上限額の試算を行う。要支援認定者のケアプラン分析を行い、総合事業における対象者の状態像を明らかにし、必要なサービスについて検討する。サービス創設については、先進自治体を参考に、市の現状と照らし合わせて検討する。検討過程において、地域包括支援センターや出張所、介護保険課等庁内関係機関、関係団体への説明、意見交換を行い、共通理解を図る。

総合事業実施に関する要綱や窓口対応フロー、各種事務フロー、実務マニュアルを作成する。実務フローを基に介護保険課との業務分担について検討する。市民に周知するためのパンフレットを作成する。

広報紙やパンフレット等を活用して総合事業に関する啓発を行う。事業対象候補者に対して総合事業について説明し、同意を得られた者について総合事業への移行に必要な手続きを行う。

3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制



主な取り組み内容等

(1) 一般介護予防事業の再点検

住民主体の介護予防活動状況について現状分析を行った。

【発生した課題と対応策】

○課題

- ・地区（町別・行政区別）別で検証した結果、高齢者数に対する体操のカバー率が4%と低い地区がある。
- ・総合事業対象者の参加を想定した場合、徒歩圏内に会場がない地区がある。

○対応策

- ・地区別カバー率を地域包括支援センター・出張所に説明し、地域展開に向けて計画策定を依頼。
- ・カバー率が低い地区を対象としてフィールドワークを実施し、結果を包括・出張所に伝達。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・地区別カバー率の算出方法：①地区別の体操会場数、②65歳以上人口（上位30位）、③要支援認定者数（上位30位）を組み合わせる算出。②及び③の人数に対して、体操会場がない若しくは少ない地区について一覧表にすると共に、カバー率に応じて地図を色で識別し見える化。
- ・フィールドワークについては、地区状況を一番把握している出張所を中心として、対象となる高齢者や世話役ができそうな人、活用可能な会場等を地図にプロットし見える化。民生委員等に趣旨を説明し理解を得た。住民が自然と集っている場での啓発や健康講座を開催による体操の啓発を実施。

【取り組みの成果】

- ・地区別カバー率が明確になったことで、体操会場立ち上げの働きかけが必要な地区が明確になり、関係者間での共有を図ることができた。
- ・フィールドワークを通じて、体操会場がない地区に新規に体操会場が立ち上がった。

(2)通所事業所の現状分析・今後の方針検討

現行の介護予防通所介護事業所の現状分析を行った。

【発生した課題と対応策】

○課題

- ・通所介護における予防給付費の伸びが全国の2倍。
- ・通所介護利用者における介護度維持・改善率が低く、自立をめざした支援ができているか検証が必要。

○対応策

- ・要支援認定者のケアプラン等分析による対象者像及び通所介護利用目的分析。
- ・通所介護事業所（半日型デイを中心として要支援者の利用率が高い事業所）へのヒアリング。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・地域包括支援センターと協働してケアプラン等分析、通所介護事業所ヒアリングを実施し、意識共有を図った。

【取り組みの成果】

- ・通所介護事業所は自立支援を意識して取り組んでいるものの、目標達成後サービスを卒業している者は少ないことが分かった。

(3)ケアマネジメントの現状分析・今後の方針検討

現行の要支援認定者のケアプラン分析を行った。

【発生した課題と対応策】

○課題

- ・高知市における要支援認定者の状態像について分析ができていない。

○対応策

- ・要支援認定者のうちサービス利用開始から半年経過した者 526 名のケアプランについて分析。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・地域包括支援センターと協働してケアプランを分析し、共有を図った。

【取り組みの成果】

- ・対象者の自立支援のために必要な要素が明らかになった。
- ・ケアマネジメントの資質向上のために必要な視点について議論することができ、ケアマネジャーの資質向上のための研修に取り組み始めている。

4 総合事業の概要(予定)

【訪問型サービス】

種別	介護予防訪問介護相当(みなし指定、新規事業所)	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
内容	身体介護、生活援助	生活援助 等
対象者とサービス提供の考え方	総合事業導入時に既に介護予防訪問介護を利用している者で、適切なケアマネジメントの結果、利用の継続が必要と判断されるものが中心に利用。 (仮)介護予防訪問型サービス計画に定める目標の達成状況に基づき、多様なサービス主体への意向を推進する。	シルバー人材センターは現行の会員システムを活用。 NPO 法人、生活協同組合に雇用契約で所属する高齢者、有資格者(3級ヘルパー等)が生活援助を提供。 訪問型サービスA の利用基準は、要支援1及び事業対象者は、原則1か月当たり4回まで、要支援2は、原則8回まで。
実施方法	事業者指定	事業者指定(シルバー人材センター)
基準	予防給付の基準に準じた市の基準による	市独自の基準
サービス提供者	現行の指定介護予防訪問事業者	シルバー人材センター、生活協同組合、NPO
費用	予防給付の単位と同様	1回30分以上1時間未満 単位検討中

【通所型サービス】

種別	介護予防通所介護相当(みなし指定、新規事業所)	通所型サービスC(短期集中予防サービス)
内容	生活機能の向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資する機能訓練を実施する。	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを、3か月～6か月の短期間で集中して実施する。
対象者とサービス提供の考え方	総合事業導入時に既に介護予防通所介護を利用している者で、適切なケアマネジメントの結果、利用の継続が必要と判断されるものが中心に利用する。 (仮)介護予防通所型サービス計画に定める目標の達成状況に基づき、一般介護予防事業への移行を推進する。	総合事業導入後(当該サービスの提供開始後)、新たに要支援認定又は事業対象者となった者について、適切なケアマネジメントを通じ利用する。 特に、ADL や IADL の改善に向けた支援が必要なケースの積極的な利用を促進する。 期間終了後は、いきいき百歳体操などの一般介護予防事業等へ繋げていく。
実施方法	事業者指定	事業者への委託
基準	予防給付の基準に準じた市の基準による	市独自の基準
サービス提供者	現行の指定介護予防通所事業者	通所介護事業所から公募プロポーザルで選定
費用	予防給付の単位と同様	未定(検討中)

【1自治体1サービス自慢】～住民が取り組む「いきいき百歳体操」～

【住民が主体的に取り組む介護予防活動】

- 市内 330 箇所で週1～2回実施
- 運動器機能向上の取り組みに加え、口腔機能向上トレーニング「かみかみ百歳体操」、認知機能向上トレーニング「しゃきしゃき百歳体操」を実施
- 住民サポーターの育成:住民同士で助け合うことができることを目的に年3回実施
- 住民が適切に継続して取り組むことができるよう、専門職が技術支援
 - ・支援内容:介護予防の必要性と高齢者のトレーニングの効果、体操の実施方法・評価等
 - ・支援方法:体操開始時4回、3か月、12か月後
 - ・住民の要望に迅速に対応できるよう、行政の専門職に加え、看護師等の専門職をインストラクターとして養成
- リハ職(理学療法士)の役割:体操の開発、他の専門職の技術向上の支援、住民ボランティアの育成

主役は住民、専門職は最小限のサポートのみ！！

5 取り組みのポイント

1

○住民主体の介護予防活動の展開

平成 14 年度から住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」に取り組んでいる。現在では、330 箇所で実施している。さらなる拡充を目指し、啓発中。

6 今後の課題と展開方針

総合事業全体としての展開方針

「高齢者が自分らしさを活かすことのできる『居場所』と、人との『つながり』のある社会」を目指す。「いきいき百歳体操」を中心として、地域に「いつでも帰ってこれることのできる」温かな雰囲気醸成する。地域の居場所に通えなくなった高齢者が通所型Cを利用することで、体の元気だけでなく、自分らしさと自信を取り戻し、再び地域の居場所に帰ることを目指していく。

【個別の課題と展開方針】

◎ケアマネジメント能力の向上が必要

要支援認定者のケアプラン分析や事業所ヒアリングの結果、対象者の自立した生活を回復するためには、本人の生活目標を明確にし、その内容や達成時期について本人、ケアマネジャー、サービス事業所が共有して取り組むことが必要であることが分かった。また、ADLの向上等によりサービスの卒業を見据え、本人に合った生活支援や社会参加等の地域のインフォーマルサービスをケアプランに組み込み、丁寧につなげる必要があることも分かった。今後、ケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上を目的に研修等の見直しを行う。また、支援者全員が自立支援の視点を持つことができるよう、地域ケア会議等を実施する。

◎介護予防・生活支援・社会参加の一体的な推進

これまで住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の普及啓発に取り組んできており、体操会場が介護予防や社会参加の場になっている。しかし、要支援者等が歩いて通える範囲に会場がない地区もあるため、今後は、会場がない地区を中心に普及啓発に取り組む。また、事業対象者等がサービス卒業後、地域の体操に参加できるように、総合事業の趣旨について周知し、受け皿づくりに取り組む。

平成 27 年 10 月より、生活支援に関わる関係団体と協議体設置に向けた準備会を開始し、生活支援の現状と課題の洗い出しを行っている。課題の一つは、生活支援の担い手が不足していることである。今後は高齢者がこれまで培ってきた技術や特技を活かし、生活支援の担い手として参加できる仕組みが必要である。そのための第 1 弾として、生活支援に関する考え方（方針）を関係者と共有し、平成 28 年 4 月から順次、第 1 層の協議体設置、生活支援コーディネーターの配置を行う。

介護予防・生活支援・社会参加が一体的な仕組みとなり、高齢者が暮らす身近な場所で展開されるよう取り組んでいく。